

令和8年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第三期入試 民法

問1

- (1) 善管注意
- (2) 相殺適状
- (3) 事前
- (4) 中間利息
- (5) 変更
- (6) 特別縁故者
- (7) 外形
- (8) 権利能力
- (9) 背信
- (10) 転用物訴権

問2

(1) いわゆる過失相殺能力につき、判例はかつて過失相殺の適用のためには被害者に責任能力があることを必要としていたが、その後、「事理弁識能力」があれば足りるとする立場に変化した。これについては、判例は責任発生と責任減額とで同様の判断能力を要求する必要性はないとするが、その意味するところは必ずしも明確でない。学説では、被害者と加害者との責任負担の要件の公平性という観点からは異論がある一方、被害者自身に対する危害の回避が問題となっている場面では加害者よりも負担が帰属するハードルが低くて良いという趣旨の議論もある。さらに、素因減額との比較において、そもそも責任能力を要求すべきでないという議論もありうる。判例の指摘について8点、その根拠をめぐる検討について12点で評価する。

(2) 相続人の同時存在の原則とは、被相続人が死亡した時点で生存している者のみがかかる被相続人の相続人となり得る、という原則である。これに対する例外としては、胎児に関する721条や886条1項（及びこれを準用する965条）が挙げられる。すなわち、胎児は本来、被相続人の死亡時点では権利能力を有していないところ、これらの規定はいずれも、損害賠償及び相続という被相続人と胎児との間に一定の親族関係があることを前提に認められる法律関係についてのものであり、同時存在の原則を一律に適用することによって他の子と同様の権利を胎児に権利を認めないこととすれば、同じく被相続人の子であるにもかかわらず処遇の不均衡を招いて不適切であると言う考慮による。同時存在の原則の内容について8点、例外の指摘について12点で評価する。

### 問3

(1) 本件を解除と第三者の問題と考えた場合、Cは「解除前の第三者」であると考えられる。解除前の第三者については、545条1項ただし書によって保護されうるものの、判例によれば解除前の第三者が保護されるためには登記が必要であるとされる。このような理解に至る理由について、適切に説明しうるかを問うものである。545条1項ただし書の趣旨について10点、登記を必要とする理由や、545条1項ただし書の趣旨との整合性をめぐる検討について10点で評価する。

(2) そもそも本件売買契約によってはBに所有権が移転していないとすると、Bと売買契約を締結したDは他人物売買の買主であり、所有権を取得しないのが原則である。そうすると、無権利者から所有権を取得するためには、異なる法律構成を主張しなければならない。本件では、B名義の登記が行われたこと、そして同登記に必要な書類をAがCに預けていたという点を捉えて、94条2項類推適用によることが考えられよう。もっとも、94条2項類推適用には判例上複数の類型があり、本来の権利者（本問ではA）の帰責性の内容や、外観作出への関与のあり方によって相手方の保護の有無や程度が異なる。この点を適切に説明し、94条2項類推適用のあり方を説明しうるかを問うものである。94条2項類推適用がDの保護の手段として検討されるべきことを指摘した上で（5点）、94条2項類推適用の趣旨を適切に説明し（5点）、本件における適切な適用をしているかどうか（10点）を評価する。